

金属バットと消防法(下)

—基準・認証制度の市場開放について—

自治省消防庁
総務課長 山越芳男
自治省消防庁予防救急課
国際規格対策官 小林恭一

3 基準・認証制度の改善の内容と消防法(つづき)

(1) 認証手続における内外無差別の法制度的確保

この問題は、「ダイレクトアクセス」の問題と「複数検査方式の選択可能性」の2つの問題を含んでいる。

この問題が、何故内外無差別の原則にふれるかについては抽象的な説明ではわかりにくいと思うので、具体例で説明する。

今、仮に図のような形で行われている認証制度があったとする。

この場合、外国産品供給者は、通常は国内輸入者を通じて検査の申請をし、適合証明を受けるのであるが、もし、外国産品供給者が国内輸入者を介さずに直接検査の申請をし、適合証明を受けたいと希望する場合には、それが可能となる(図点線A及びBのようなルート)ような制度でなければならぬというのが「ダイレクトアクセス」の問題である。

また、図のCのように複数の検査方式が存在し、国内産品供給者がこれを選択することができるのであれば、実質的に同等に外国産品供給者もこれを選択することができるような制度でなければならぬ、というのが「複数検査方式の選択可能性」の問題である。

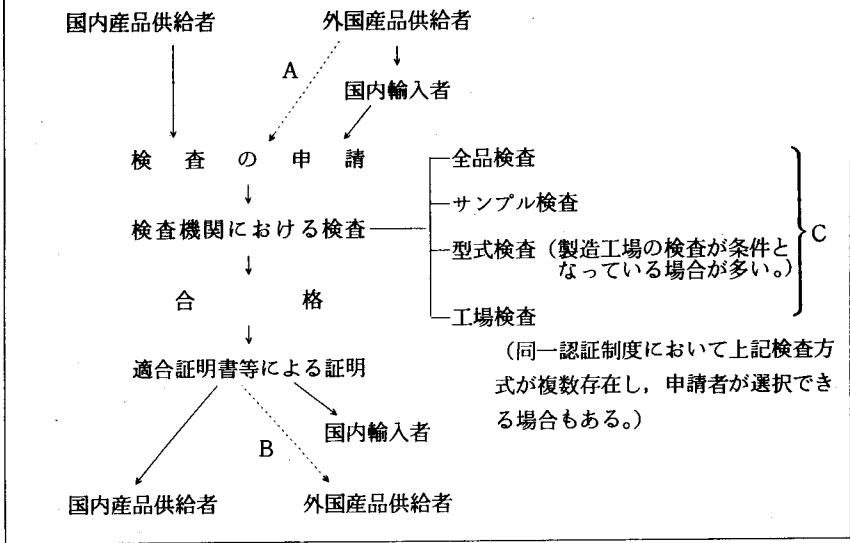
我が国の認証制度は、

① 外国にある製造工場について検査を行うには、検査体制上困難な面が多いこと。

② 検査機関に製造工場等への立ち入り検査権を与え、これを拒んだ場合には罰則の規定を設けている場合が多いが、外国産品供給者の工場への立ち入り検査を義務つけた場合には、仮に外国産品供給者が工場への立ち入り検査を拒んでも、国内法の適用がないため罰則が適用できないこと。

などの理由から、ダイレクトアクセスも複数検査方式の選択可能性も認めていない制度が多かった。

図 我が国の認証制度の典型例



今回は、これらを両方とも認める方向で、一括して関係する法律の改正を行おうとするものである。

これについては、消防法は、以下の理由から消防用機械器具等の検定制度の内外無差別が法制度上既に確保されているため、改正の必要はないこととされた。

① ダイレクトアクセスが法文上可能であること。

④ 消防法は、法文上型式承認及び個別検定を申請する者について何ら限定を付しておらず（消防法第21条の3、第21条の4、第21条の7参照）、従って内外を問わず何人であっても申請することができる。

⑤ 消防用機械器具等の検定制度は、「もの」そのものに着目して検定を行い、不合格なもの等の販売を禁止しているにすぎないものであるため、工場等への立ち入り検査を行う必要はない。

従って、型式承認の申請者に対して立ち入り検査受忍義務等を課しておらず、外国からの直接申請を認める際の支障となるものは存しない。

② 複数検査制度が法文上存在しないこと。

(2) 透明性の確保

我が国の規格・基準は、必要に応じて関係者の意見を聞きながら、それぞれの省庁が作成する場合が多いが、そのシステムが明確でなく、作成過程も公開されていない場合が多いので、諸外国の関係者が日本の規格・基準の制定・改正に関する情報を得た時には、既にほとんど固まっただけで変更不能であることが多く、これが結果的に日本の規格・基準の国際化を妨げているため、その是正を図らうと

するのが「透明性の確保」である。

具体的には、ガット・スタンダードコード上の事前通報期間（消防庁では、従来から規定どおりに行っている。）の延長（6週間前から9週間前に延長）や、担当窓口の設置（消防庁では、すでに「国際規格対策官を設置している。」などを行うとともに、規格・基準の作成過程で外国人の意見が反映されうるような制度の確立を図ることとなった。

消防庁では、消防用機械器具等の規格の制定・改正に際し、原案を作成している「消防機器等規格検討委員会」に、必要に応じて外国人の意見を聞くことができる途を講じるとともに、この委員会の決定等については必要に応じて公表すること等により、透明性の確保を図っていくことを考えている。

(3) 国際化の推進

この問題に関しては、基本的にはガット・スタンダードコードの要求する範囲内での対応であり、従来の姿勢をより積極的な視点から確認したものである。

従って、消防法に関しては、消防用機器等に関する国際標準化機構（ISO）、国際電気標準会議（IEC）における検討に我が国も積極的に参画して国際規格・基準の成立に寄与するよう、従来からの方針に沿って努力することとしている。

(4) 外国検査データの受け入れ促進

認証手続きの簡素化の一貫として、信頼できる外国の検査機関や場合によっては企業において行われた試験や検査の結果を、信頼性を確認しつつ受け入れ、検査機関における検査をその部分については省略する方針が確認された。

消防用機械器具等の検定制度的については、消防庁は、ISO及びIECで国際規格が制定され、またILAC^(註)（試験・検査機関の認定に関する国際会議）で試験・検査機関の認定基準等が定められ、これらに従い信頼性について判断を行った上で、外国検査機関の試験データを受け入れる方針である。

^(註) ILAC: International Laboratory Accreditation Conference

の略称で、任意の国際会議であるが、参加メンバーのほとんどは政府機関である。この会議のねらいは、試験・検査機関の認定について国際的な相互承認を図り、それによって輸出国の試験・検査結果の受け入れを推進し、貿易の円滑化を図るものである。

(5) 認証手続きの簡素化・迅速化

認証手続きの簡素化・迅速化は市場開放問題のみならず一般的な問題として、今後政府が取り組んでいくべき事項であるが、ここでは、特に外国からの要望の強い自動車・医薬品・家電製品・動植物検疫等について具体的な対応策を打ち出している。

消防用機械器具等の検定制度的に関しては、既に「個別検査効率化検討委員会」の検討に基づいて簡素化、効率化を実施している。

(6) その他の基準・認証制度の改善

今回、法改正を含めて具体的に検討した制度以外にも、基準・認証制度の範ちゅうに属するものは数多い。これらの制度も原則的には(1)から(5)までの措置が、同様に講ぜられる必要がある。

これについては、今後、(1)から(5)に伴う改善内容が固まった段階で、関係団体に対し必要な指示を行うという形で推進されることとなる。

4 消防用機器等の国際化

ガット・スタンダードコードの批准に先立ち、消防庁では、いち早く消防用機器等の国際化への対応を開始していた。具体的には、

① ISOに積極的に参画し、日本の規格が、できるだけ国際規格の中に取り入れられるよう努める。

② 国際規格が定まった場合、できるだけこれを日本の規格として受け入れるよう努める。

③ 日本の消防の特殊事情から、国際規格を日本の規格として受け入れ難い場合には、ISOの場で我が国の立場を十分に主張し、将来国際紛争になった場合に有利となるよう努める。

の3点を基本として活動してきた。

しかしながら、今回の基準・認証制度の改善に関するアメリカやEC諸国の反応や、これに対して貿易立国の立場から積極的に対応しようとする我が国の姿勢を改めて認識し、また、OTTO (Office of Trade Ombudsman) の場における諸外国のなまなましい要求を見ていると、事態は、我々が予定してきた段階的な国際化の路線からはずれて、一気に加速化しそうな気配を感じさせる。

注) OTTO:日本の市場開放策の一環として、輸入検査手続等の市場問題に関する苦情を迅速かつ的確に処理するために、昭和57年1月30日の経済対策閣僚会議において、政府部内に「市場開放問題苦情処理推進本部」(本部長―内閣官房副長官)が設置され、関係省庁に設けられた苦情窓口から上がってくる苦情を横断的、統一的に処理している。この仕組みをOTTOと呼んでいる。

今回の改善にあたっては、消防法関係は従来の国際化対策が基本的に妥当であったことを証明していると言えるが、消防用機械器具等の検定制度は、販売制限を含む強い基準・認証制度であるので、日本の規格・基準とアメリカやEC諸国の規格・基準とに差異がある限り、いつ何時貿易摩擦の対象にならないとも限らないことは認識しておくべきであろう。

しかも、ひとたび貿易摩擦の対象となれば、現下の情勢では、余程特殊な日本固有の事情がない限り、従来からの論理のままではいられないことも覚悟しておいた方がよいかも知れない。

その意味で、今回の基準・認証制度の改善は、消防用機器等の国際化に関する大きな転換点として捉えられるべきものであろう。

(別添1)

スタンダード協定(抜粋)

(前文)

貿易の技術的障害に関する協定(以下「この協定という。」の締約国(以下「締約国」という。))は、多角的貿易交渉に考慮を払い、関税及び貿易に関する一般協定(以下「一般協定」又は「ガット」という)の目的を達成することを希望し、

国際規格及び国際認証制度が生産の効率を改善し及び国際貿易を容易なものにすることによりその目的の達成に重要な貢献をすることができるとを認め、

よって国際規格及び国際認証制度の発展を奨励することを希望し、あわせて、強制規格及び任意規格(これらの規格には、包装に関する要件及び証票、ラベル等による表示に関する要件を含む。)並びに強制規格又は任意規格に適合していることを認証する方法が国際

貿易に不必要な障害をもたらすことのないようにすることを確保することを希望し、

いかなる国も、同様の条件の下にある国の間において恣意的若しくは不当な差別の手段となるような態様で又は国際貿易に対する偽装した制限となるような態様で適用しないことを条件として、自国の輸出品の品質を確保するため、人、動物若しくは植物の生命、健康若しくは生育を保護し若しくは環境の保全を図るため又は詐欺的な行偽を防止するために必要な措置をとることを妨げられるべきでないことを認め、

いかなる国も、自国の安全保障上の重大利益を保護するため必要な措置をとることを妨げられるべきでないことを認め、

規格の国際的な標準化が先進国から開発途上国への技術の移転に貢献することができると認め、

開発途上国が、強制規格、任意規格及び強制規格又は任意規格に適合していることを認証する方法の作成及び適用に際して特別の困難に直面することがあることを認め、また、開発途上国の努力を支援することを希望して

ここに次のとおり協定する。

(5条) 検査

第5条 強制規格又は任意規格に適合しているかどうかの中央政府機関による決定

5.1 締約国は、産品が強制規格又は任意規格に適合していることの明確な保証が必要とされる場合には、中央政府機関が他の締約国の領域を原産地とする産品につき次の規定を適用することを確保する。

5.1.1 輸入産品は、同等の状態の同種の国内原産の産品又は輸入産品に与えられ、条件よりも不利でない条件で、検査のため受理されなければならない。

5.1.2 輸入産品に対する検査方法及び行政上の手続は、同等の状態の同種の国内原産の又は他のいずれかの国を原産地とする産品に対してとられる方法及び手続よりも複雑なものであってはならず、また、これらの方法及び手続と同様に迅速に行われるものでなければならない。

5.1.3 輸入産品を検査するために課するいかなる手数料も、同種の国内原産の又は他のいずれかの国を原産地とする産品を検査するために課することのできる手数料との関係において衡平なものでなければならない。

5.1.4 検査の結果は、要請があったときは、必要に応じて是正措置がとられるように輸出業者、輸入業者又はこれらの代理人に提供されなければならない。

5.1.5 検査施設の場所の選択及び検査のための見本の抽出が、輸出業者、輸入業者又はこれらの代理人に無用な不便を与えるものであってはならない。

5.1.6 輸入産品の検査から得られ又はこれに関連して提供される情報の秘密は、国内原産の産品の場合と同様に尊重されなければならない。

5.2 もっとも、締約国は、5.1にいう明確な保証が必要とされる場合に強制規格及び任意規格に適合しているかどうかの決定を容易するため、検査方法が自国の検査方法と異なる場合であっても、可能なときは、自国の中央政府機関が次のことを行うこ

とを確保する。

他の締約国の領域内の関係機関により提供され又は発給された検査結果又は適合証明書若しくは証券を受け入れること。

他の締約国の領域内の生産者による自己認証を信頼すること。ただし、輸出締約国の領域内で採用されている検査方法が関連する強制規格又は任意規格に適合しているかどうかを決定するために十分な方法であると自国の中央政府機関が認めることを条件とする。自己認証、検査方法及び検査結果について並びに輸出締約国の領域内で採用されている適合証明書又は証券について相互に満足すべき了解に達するため、特に、腐敗しやすい製品その他運送中変化を生じやすい製品については、事前の協議が必要となることが認められる。

5.3 締約国は、中央政府機関による検査方法及び行政上の手続が5.2の規定を実行可能な限り実施することのできるものであることを確保する。

5.4 この条のいかなる規定も、締約国が自国の領域内で妥当な抜き取り検査を行うことを妨げるものではない。

(7条) 認証制度

第7条 中央政府機関により運用される認証制度

中央政府機関に関し、

7.1 締約国は、国際貿易に対する障害をもたらすことを目的として認証制度が作成され又は適用されることのないことを確保する。締約国は、また、認証制度又はその適用が国際貿易に不必要な障害をもたらすことのないようにすることを確保する。

7.2 締約国は、他の締約国の領域を原産地とする製品の供給者に

対し、国内原産の同種の製品の供給者又は他のいずれかの国を原産地とする同種の製品の供給者に与えられる条件よりも不利でない条件で開放されるように、認証制度が作成され、かつ、適用されることを確保する。この場合において、認証制度には、供給者が当該認証制度の要件を満たす能力及び意思を有するかどうかの決定を含む。供給者に対し開放されるとは、供給者が輸入締約国から当該認証制度の規則に従い認証を受けることができることをい、同種の国内原産の又は他のいずれかの国を原産地とする製品の供給者に与えられる条件よりも不利でない条件で、当該認証制度の証券（証券がある場合）を受領することのできることを含む。

(別添2)

基準・認証制度等連絡調整本部の構成

本部長 内閣官房長官

副本部長 内閣官房副長官（事務）

本部員 経済企画庁事務次官

内閣官房内閣審議室長

経済企画庁調整局長

外務省経済局長

大蔵省関税局長

厚生大臣官房長

農林水産省経済局長

通商産業省貿易局長

運輸省大臣官房総務審議官

郵政大臣官房長

労働省労働基準局長
自治省消防庁次長

(別添3)
基準・認証制度の改善について

昭和58年3月11日
基準・認証制度等連絡調整本部

我が国の基準・認証制度について、ガット・スタンダード協定上の要請、諸外国からの要望を踏まえ、一層の市場開放を進めるため、次の視点から改善措置を講ずることとする。

1. 我が国における認証手続の内外無差別を法制度的に確保する。具体的には、

(1) 外国産品供給者による直接申請及び証明取得を可能にする。
(2) 検査方法についても、国内の産品及び供給者に対する扱いと外国産品及び供給者に対する扱いを、同等にする。

2. その他の基準・認証制度に関する問題については、下記の点に
関し検討を行う。

(1) 基準に関する透明性を確保する。具体的には、
① 基準の制定、変更時における事前意図公示及び意見提出機会
の供与を十分行う。

② 基準の原案作成活動を外国人関係者に対して周知させると
ともに、同活動への外国人関係者の参加を認める。

(2) 基準について、国際基準（外国の基準であって国際的に広く
使用されているものを含む。）がある場合には、当該国際基準と
の整合を図る。

(3) 認証手続の一環である検査については外国の検査結果の受入
れを進める。

(4) その他認証手続の簡素化、迅速化を行う。

好評発売中！

消防関係法規集

58年版

■ B 6 版 ■ 740 頁 ■ 定価 1,000 円 (〒250 円)

消防関係法規を常に最新内容で
登載した決定版！

全国加除法令出版 刊